平成２１年（フ）第２８８号
愛知県岩倉市川井町1398番地
債務者　**廻**　　國雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９８６号
大阪府枚方市村野南町２番13―203号
債務者　松福電気工作所こと　松元　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２９号
大阪府東大阪市寿町１丁目１―34、登録原票上の住所大阪府東大阪市荒川３丁目２番16号
債務者　夏山かおること　田　かおる
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７８号
大阪府高槻市辻子３丁目37番８号
債務者　井上　　忍
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８８号
大阪府守口市大久保町２丁目６番４―303号
債務者　豊田奈津代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９３号
北海道亀田郡七飯町字大川387番地３
債務者　高橋　利明
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第３８１２号
名古屋市千種区光が丘１丁目４番１号　カルティア光ヶ丘1102号
債務者　大野世利子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４３号
名古屋市中川区高杉町140番地　富信ビル201号
債務者　杉本　有里（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３９号
名古屋市中区新栄３丁目25番13号　ラ・メゾンドール206号
債務者　山本　元美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２９号
愛知県岡崎市赤渋町字野中77番地３
債務者　吉村　昭央
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
愛知県岡崎市赤渋町字野中77番地３
債務者　吉村　雅代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
愛知県西尾市下町宮東18番地　雇用促進事業団宮東住宅４棟405号室
債務者　山下由美子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
和歌山県田辺市芳養町1774番地の６
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３５３号
愛知県豊田市中田町富士53番地６　キングスコート中田Ⅰ―304号
債務者　簗瀬　俊広
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
愛知県豊田市花園町小泉１番地14の砦106号
債務者　内田　亮子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
愛知県豊田市柿本町２丁目43番地２　メルベーユミノリ207号
債務者　新井恵淑こと　朴　　恵淑
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１６８４９号
東京都中野区若宮１丁目２―15―301、開始決定時の住所東京都中野区若宮１丁目20―９―102
破産者　岩渕　惠信
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部